

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会
生活支援員募集要項

認知症や障害等により判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用やそれに伴う利用料の支払いを一人で行うことが難しい方や相談相手が必要な方がいます。

稲城市社会福祉協議会では、このような方々を対象として実施している「福祉サービス利用援助事業」の生活支援員を募集します。

1. 具体的な活動内容

(1) 福祉サービスの利用援助

- ・ 福祉サービスを利用し、またやめるために必要な手続き
- ・ 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ・ 福祉サービスについて苦情解決委員制度を利用する場合の手続き
- ・ 日常生活に必要な事務手続き

(2) 日常的な金銭管理サービス

- ・ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ・ 医療費を支払う手続き
- ・ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・ 日用品等の代金を支払う手続き
- ・ 上記の支払いに伴う預金の払戻、解約、預け入れの手続き

(3) 利用者の状況について報告及び研修・ケース検討会への参加

2. 募集職種及び活動内容

職 種	生活支援員
採用人員	若干名

3. 応募資格

- (1) 年齢20歳以上（令和元年7月1日現在）の方
- (2) 稲城市内にお住まいの方
- (3) 高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意を有する方

※ 次に該当する方は応募できません。

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し又はこれに加入した者

4. 応募方法

申込期間 令和元年7月1日より 随時

選考申込書を提出してください。

※ 申込書兼履歴書・自己アピール文記入用紙は、窓口、ホームページにあります。

5. 選考方法

(1) 書類選考

提出物 生活支援員選考申込書

提出先 稲城市社会福祉協議会

提出方法 郵送または直接持参

※土・日曜日も受け付け致します。

(2) 面接（書類選考合格者のみ）

※ 面接は、応募から概ね1週間以内を実施します。書類選考の可否と併せて、日時を通知いたします。

6. 採用

(1) 登録

選考に合格された方に登録していただきます。

(2) 研修

稲城市社会福祉協議会で実施する予定の「生活支援員研修」に参加していただきます。

実施日 下旬を予定しています。

会場 稲城市福祉センター

(3) 活動

研修終了後、地域福祉権利擁護事業の利用者の状況等を考慮し、登録していただいた方の中から活動していただきます。なお、活動にあたっては、本事業の利用状況により、すぐに活動していただけない場合があります。

7. 活動条件

(1) 活動日及び活動時間

月1日から月6日程度。9：00から17：00の間で活動可能な時間。

1回の活動時間は1時間から3時間程度

(2) 活動費

利用者への活動援助に関わる時間に対し1時間当たり1,080円を支給します。

(3) 活動場所

稲城市内及び近郊

8. 申し込み及び問い合わせ

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

〒206-0804 稲城市百村7番地

TEL 378-5459 FAX 378-4999 (権利擁護担当)